

「令和6年度切花の新規販路開拓業務」委託仕様書（公募用）

1 業務の名称

令和6年度切花の新規販路開拓業務

2 業務の目的

令和6年5月に「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」を策定し、輸出ポテンシャルのある品目や、輸出のターゲットとなる国・地域、また、成田市場、成田空港を活用した輸出の現状と課題、生産・流通・販売の各段階における支援の方向性などを整理し、継続的かつ戦略的に取り組んでいくこととした。

切花は、本方針において、航空輸送に向いている輸出ポテンシャル品目とされ、中国を輸出ターゲット国としている。

そこで、令和6年度は、成田市場を活用し千葉県産の切花を輸出（テスト輸送）し、中国現地店舗において販売することで、県産切花の新規販路拡大及び輸出額の増加に繋げる。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 委託業務の内容

（1）対象国

中国

（2）事業項目

以下ア～ウの項目を実施し、県産切花の新規販路拡大及び輸出額の増加に繋げる。

ア 県内産地の訪問・商談

- ・輸出に関心のある県内切花生産者を対象に、切花の輸出の現状や輸出の流れを説明及び助言
- ・県内の切花産地を2か所程度視察し、個別商談を行い、輸出向きの切花を選定

イ 県産切花の輸出物流・商流の構築

- ・成田市場、成田空港を活用して県産の切花を中国へ輸出し、現地主要都市（最低1か所）にて1週間程度販売。予算の範囲内で販売店舗を装飾
- ・県産切花を現地バイヤーに配布し、サンプルブーケの製作を依頼
- ・現地店舗、現地バイヤー及び消費者へ県産切花に関するアンケートを実施

ウ 認知拡大

- ・ 県産切花を輸出する流れがわかる動画（3分程度）の作成
- ・ 現地バイヤー、消費者向け販促資材の作成

エ その他

なお、本事業の各項目については、契約締結後もなお契約当事者間協議のうえ、必要に応じて適宜修正できるものとする。

(3) 年間事業計画書の提出及び実施状況の報告

契約後速やかに、月別の実施内容を記載した年間事業計画書を提出すること。
また、県の求めに応じ進捗状況を報告すること。

(4) 業務完了報告書の提出

業務完了後、令和7年3月21日（金）までに、下記のとおり県へ電子データにて提出すること。

ア 業務完了報告書（様式は県が指定する）

イ 報告書

各事業の実施内容及び下記内容をまとめたものすること。

- ・ 記録写真（事業実施概要がわかるよう記録すること）
- ・ 本事業による商談結果、販売結果
- ・ 作成した販促資材、動画

5 委託要件

受託者は、以下のすべてを満たす者とする。

- ・ 成田市場、成田空港を活用し、対象国へ本県産切花を輸出するルートが確立されている輸出業者等
- ・ 輸出額の目標を設定できる者であること
- ・ 対象国への令和6年度の具体的な輸出計画を有していること

6 事業運営及び管理

本業務が円滑に実施され、かつ高い効果を獲得することが可能な運営体制を構築するとともに、進行管理を徹底すること。

(1) 県との連絡調整

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

(2) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については速やかに県に報告すること。

(3) 成果物等の取扱い

本事業の委託経費で制作した成果物等についての著作権、所有権その他これらに類する権利は全て県に帰属する。ただし、事業委託期間中は、事業受託者が適正に管理し、事業終了後に県へ引き継ぐこととする。なお、終了後も引き続き事業受託者その他が管理すべきと判断される場合は、別途協議し決定する。

7 法令遵守及び安全管理について

(1) 関係法令の遵守

委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

本業務の遂行に係る安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、作業現場における緊急時の連絡体制を整備すること。なお、事業受託者の組織内において同様の内規等がある場合は、それに代えることができる。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

本業務に関わる作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の処置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託事業者の責任において措置すること。

8 秘密の保持について

本業務で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務委託期間終了後も同様とする。

9 その他

(1) 個人情報の取扱い・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償について

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行すると

ともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 再委託について

原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託が必要な場合は、あらかじめ当該業務を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県へ提出し、承諾を得ること。

(4) 著作権等について

受託者の制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。また、受託者の使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(5) 仕様変更について

本業務の実施に当たっては不確定要素が多いことから、県と必要な協議、打合せを十分に行い、その指示に従い誠実に業務を進めること。また、やむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(6) 業務内容の変更又は中止に係る委託料の取扱いについて

契約締結後、大規模災害の発生等による影響で業務内容の変更又は中止が生じた場合、委託料の取り扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて県と事業受託者において協議の上決定する。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と事業受託者が協議して決定する。